



平成 28 年 5 月 31 日

泉南市教育委員会
教育長 福本 光宏 様

泉南市教育問題審議会
会長 岡田 耕治

平成 28 年 1 月 18 日付で、貴教育委員会から諮問のあった下記の諮問事項について、本審議会は、4 回の審議会を開催し、審議を重ね、泉南市教育振興基本計画案を作成しました。本案の提出をもって、答申といたします。

記

諮問事項

教育基本法（平成 18 年法律 120 号）第 17 条第 2 項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」（泉南市教育振興基本計画）の策定について

泉南市教育振興基本計画 (案)

平成 28 年 5 月

第1章 計画の策定について

1. 策定の趣旨

泉南市では、平成18年3月の教育問題審議会答申を受け、学校（本計画でいう「学校」とは幼稚園を含みます。以下同様に表記します。）と地域、家庭が連携し、「学び愛」、「支え愛」、「育ち愛」の3つの愛で子どもを育むことを基本理念とした「サン愛プラン」（泉南市教育改革プラン）を策定し、その計画の下に教育の充実に取り組んできました。

しかし近年、グローバル化や急速な少子化、高齢化等、社会全体が急速に変化する中、教育環境も大きく変化し、「子どもの貧困」に象徴されるように、格差の再生産、固定化の進行に伴い、経済的、社会的な事情にかかわらず能力を発揮する機会を等しく享受できることが改めて課題になる等、新たな教育課題も生じています。

その中で平成27年10月には、改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）に基づき、泉南市教育大綱が策定されました。教育委員会といったしましても、子どもをめぐる今日的課題に対応するため、本市の教育の中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにするとともに、年度ごとの教育方針を定める際の指針となるものとして泉南市教育振興基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

泉南市教育振興基本計画は、教育基本法（平成18年法律120号）第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

義務教育を中心として、幼児教育、家庭教育、社会教育に関する本市の施策を対象範囲とし、文部科学省の「第2期教育振興基本計画」（平成25～29年度）、大阪府の「大阪府教育振興基本計画」（平成24～34年度）を参酌するとともに、本市第5次総合計画（平成25～34年度）や泉南市教育大綱を踏まえ、関連する教育分野の個別計画と整合を図ります。

3. 計画の期間

本計画の期間は平成28年度から平成31年度までの4年間とします。ただし、国の教育に関する施策や社会状況等に大きな変化が生じた際は、必要な見直しを行うものとします。

4. 計画の推進方策

（1）教育委員会と市長部局の連携

本計画を実効性のあるものにし、誰もが安心して学ぶことができるよりよい教育環境を提供し、教育課題を解決していくために、教育委員会と市長部局が互いに役割を認識した上で教育政策の方向性を共有し、一致して施策の執行に当たります。

（2）保・幼・こ・小・中の連携

本市では平成19年度以降、集団づくり、キャリア教育、外国語活動、学力向上等の研究を通した小学校と中学校との連携と同時に、保育所、幼稚園、小学校の連携会議や遊びと学びをつなぐ保育教育内容についての研究も進めてきました。子どもの育ちと学び、進路

を保障するために、校種間のシステムや保育教育内容の段差をスムーズにする系統性、連続性のある保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携（以下「保・幼・こ・小・中の連携」と表記します。）を推進します。特に小中連携に関しては、すべての子どもの学力の向上と進路の保障を目指し、丁寧な日常的な交流の積み重ねの上に立った共通理解の下、小中一貫教育を視野に入れたシステムの構築を図ります。

（３） 家庭、地域との連携

子どもたちの進路を保障するためには、家庭や地域の教育力の影響は大きいものがあります。学校はそのことを踏まえて家庭、地域と共に目指す方向性を共有し、協働する取組をつくる必要があります。その視点に立って、家庭、地域、関係団体の学校教育への参画と共に、子どもを中心に世代を越えたつながりをつくり、教育コミュニティとしての学校、家庭、地域が一体となった取組をそれぞれの場で創造します。このような人々の信頼関係や結びつきを力にして子どもたちが未来を拓くために、学校は教育コミュニティの拠点としての役割をはたします。そのための複合的な教育環境の整備を図るとともに、家庭、地域に本計画を公開、周知し、協力と理解を求めます。

（４） 計画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校のあり方検討

本計画で示した教育理念の実現を図るため、その教育環境の整備として、学校規模の適正化を視野に入れた学校のあり方を検討します。とりわけ、小中一貫教育を視野に入れた小中連携、学校、家庭、地域のつながりの力で子どもの未来を拓く教育コミュニティの拠点としての学校の役割を重要な視点の一つとし、泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針及び泉南市公共施設等最適化推進基本計画との整合性も図りながら、その考え方を示します。

（５） 大学、企業、民間団体等との連携

子どもたちの多様な進路選択を保障するためには、子どもたちの日常に、生き方のモデルが多様に存在することが求められます。だからこそ、大学が市内に存在しない本市にとって、大学と連携し、学生が日常の教育活動に参加することには大きな意味があります。また、多様な生き方を考えるとともに、社会づくりに参画する市民の育成につなげるためにも、社会の仕組みや在り様を見つめる取組を幼少期から積み重ねる必要があります。そのために企業、民間団体等との連携を進めていきます。

（６） 大阪府教育委員会との連携

教職員の給与費の負担等、教育の条件整備に対する財政的支援や広域的な処理を必要とする教育事業の実施等を行う大阪府教育委員会とは、教育行政サービスに他市町との格差が出ないよう、十分な情報交換や連携を進めます。同時に教職員の各種研修会への参加や事業の活用を図ります。教育に関する施策を推進していく上では、国の制度や府の施策が及ぼす影響が大きいことから、本市の現状を踏まえ、その課題解決のために、必要に応じて制度改善や施策提案等の働きかけを行っていきます。

(7) 点検と評価

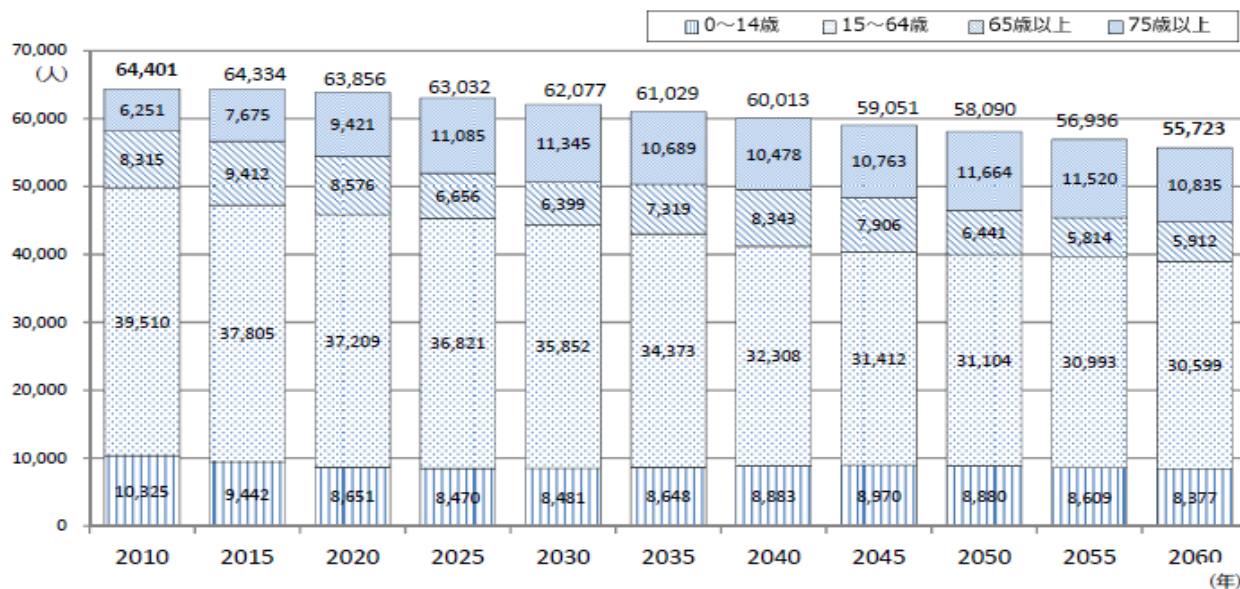
本計画の進捗管理に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による教育に関する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の制度を活用します。その中で本計画の主要施策の具体的内容を明らかにし、年次ごとにその効果と課題を示した上で、今後の方向性を示します。結果を取りまとめた報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表します。

第2章 泉南市の教育を取り巻く状況

1. 泉南市の0歳から14歳までの年少人口の推移

『泉南市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン』（平成27年9月）によると、「日本の地域別将来推計人口（平成25年国立社会保障・人口問題研究所）」をもとにした本市における将来の人口の推計では、平成18年頃をピークに、それ以降は人口減少局面を迎えています。一方で、世帯数は増加の一途をたどり、小世帯化が進んでいます。65歳以上の老年人口、なかでも75歳以上の後期高齢者人口は今後大幅に増加が継続と予想されます。15歳から64歳までの生産年齢人口は減少の一途をたどり、0歳から14歳までの年少人口は急激に減少する傾向にあります。（⇒【参考資料】）

しかし、地方創生の取組を進め本市の成長戦略を着実に推進することにより、「将来の深刻な人口急減に歯止めをかけ、加えて本市が直面する課題解決への取組が進展したものととして将来人口を展望した場合」は、以下の通りになるとされています。



グラフ7◆泉南市の推計人口動向－地方創生の取組後の展望

（『泉南市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン』（平成27年9月）より）

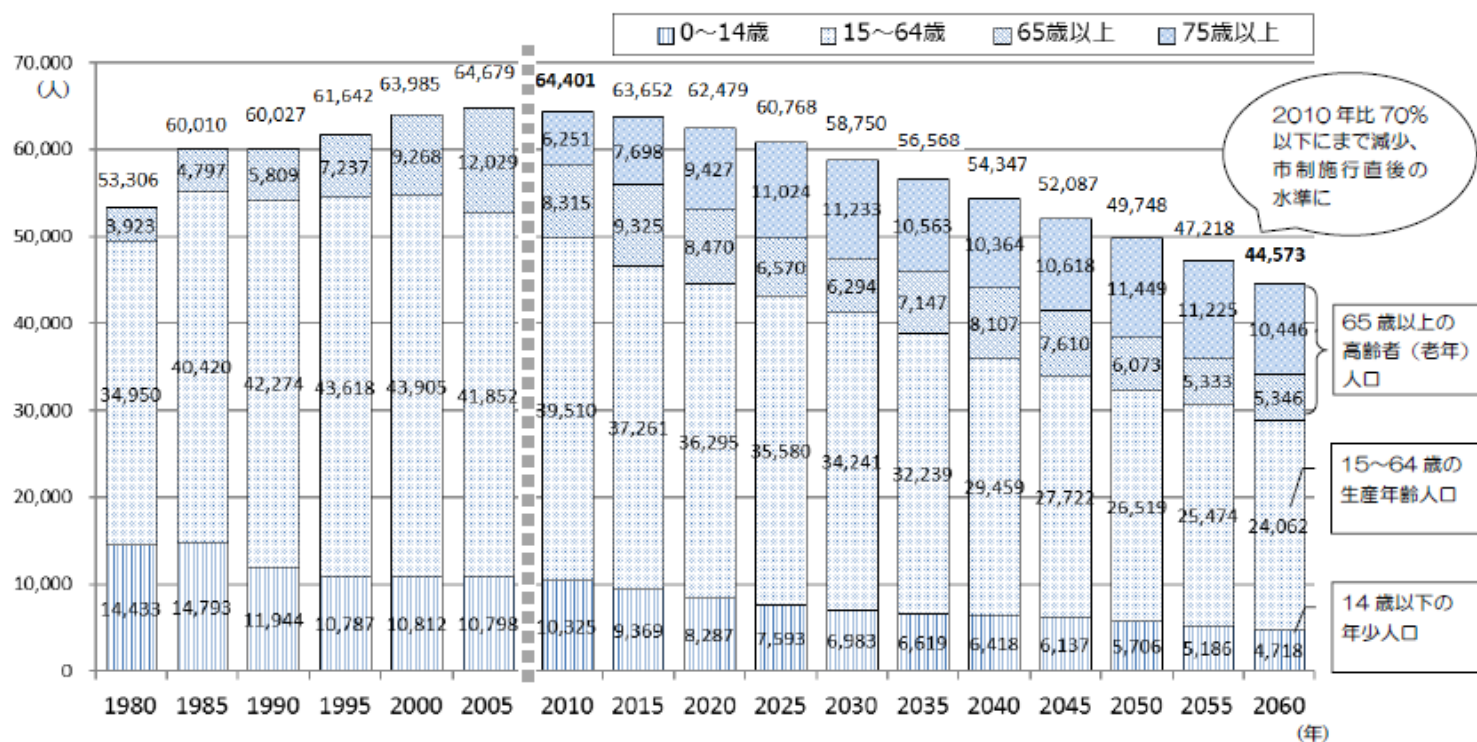
この場合、本計画終了の1年後の平成32年（2020年）の0歳から14歳までの年少人口は8,651人になり、平成27年（2015年）より791人の減少、2040年には559人の減少、2060年には1,065人の減少が見込まれています。

【参考】

一方、人口減少に対する特段の施策を講じないものとして想定した推計では、本計画終了の1年後の平成32年（2020年）の0歳から14歳までの年少人口は8,287人になり、平成27年（2015年）より1,082人の減少、2040年には2,951人の減少、2060年には4,651人の減少になると推計されています。（⇒【参考資料】）

【参考資料】

①人口減少に対する特段の施策を講じないものとして想定した推計

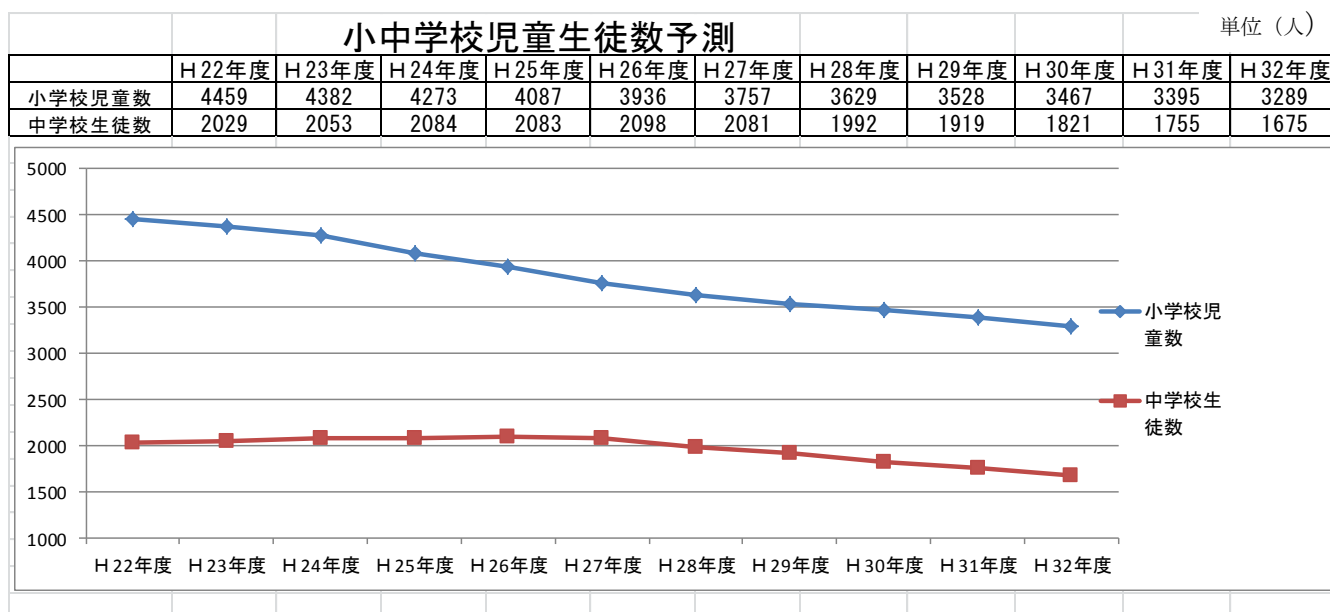


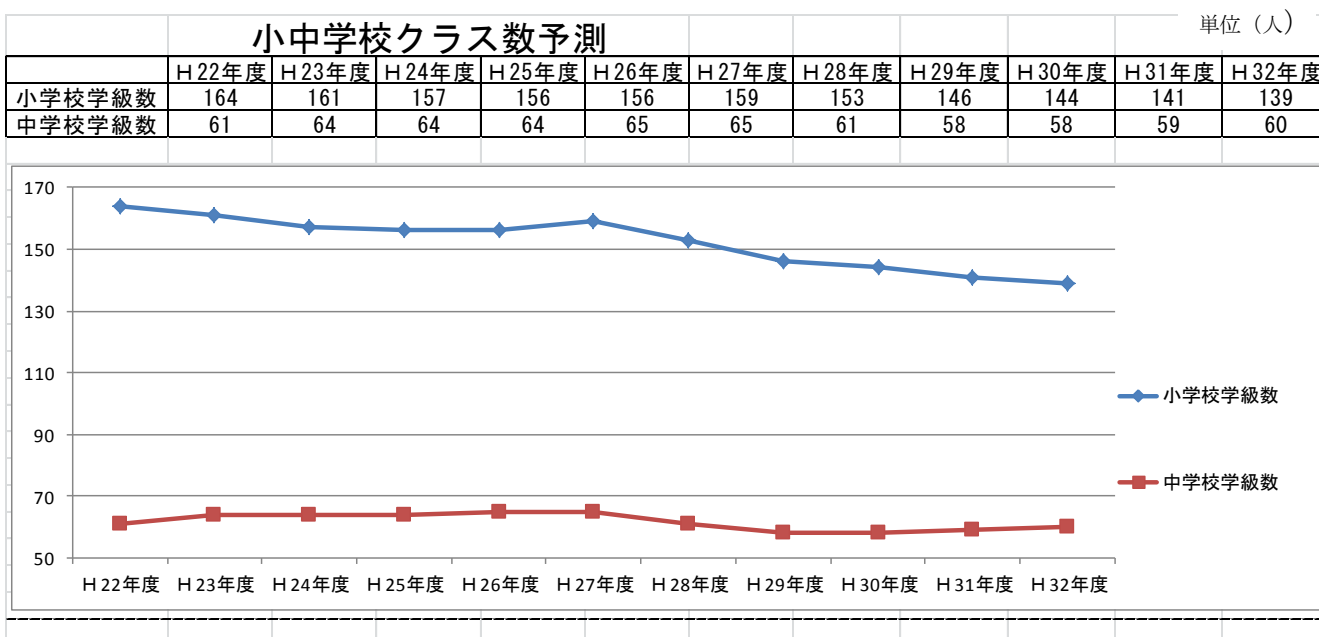
グラフ4 ◆ 泉南市の人口動向※5と将来推計による動向(国勢調査及び国社人研データから)

(『泉南市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン』(平成27年9月)より)

②小中学校の子ども数の推移

小学生は平成27年の3,757人から31年には3,395人と362人の減少、中学生は27年の2,081人から31年には1,755人と326人の減少となります。それに伴い、学級数も小学校は18学級、中学校は6学級の減少となります。

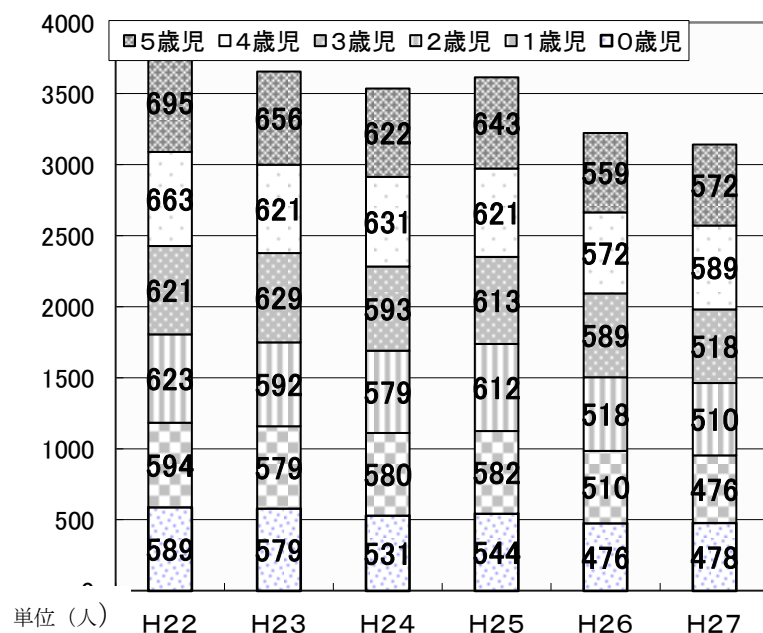




③幼稚園の園児数及び保育所（園）の児童数の推移

歳児別の児童数は、平成 25 年に増加したものの、減少傾向になっています。

公立幼稚園の就園率自体は減少することなく、統合前年の平成 22 年と比較すると微増し、4 歳児においては 24 年以降、5 歳児においては 25 年以降、公立幼稚園の就園が最も多くなっています。



泉南市の就学前機関への歳児別就園率（3歳児～5歳児）

3歳児就園率	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市立幼稚園	3%	13%	13%	13%	14%	15%
私立幼稚園	28%	21%	23%	18%	19%	23%
市立保育所	16%	11%	12%	14%	13%	12%
私立保育所	14%	19%	18%	21%	20%	26%
在宅その他	41%	50%	48%	47%	48%	39%

4歳児就園率	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市立幼稚園	24%	24%	27%	27%	28%	26%
私立幼稚園	30%	31%	26%	27%	24%	24%
市立保育所	18%	11%	11%	11%	15%	10%
私立保育所	15%	21%	19%	17%	21%	23%
在宅その他	13%	14%	16%	18%	11%	16%

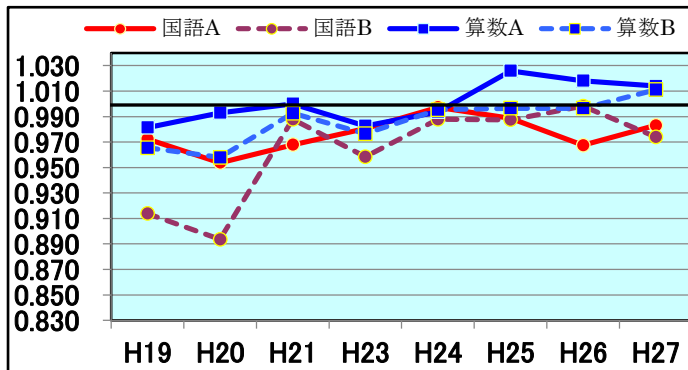
5歳児就園率	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市立幼稚園	30%	32%	30%	34%	38%	36%
私立幼稚園	37%	30%	33%	28%	29%	26%
市立保育所	15%	13%	10%	12%	13%	10%
私立保育所	14%	20%	20%	17%	19%	26%
在宅その他	5%	5%	7%	8%	2%	2%

2. 子どもたちの状況

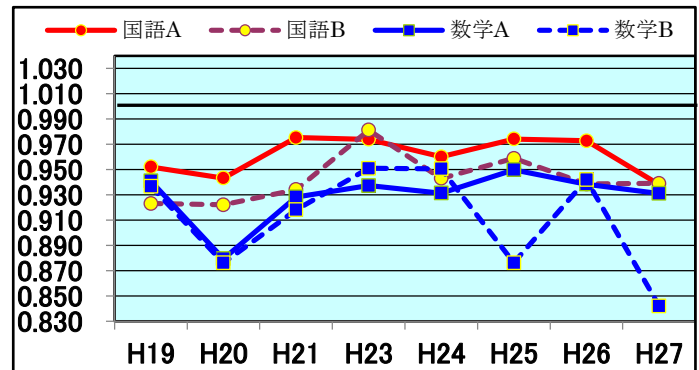
(1) 学力面

全国学力学習状況調査の教科の平均正答率の経年比較では、小学校においては大阪府、全国の平均に対する比でみるとその値は、特に算数科において上昇傾向にあります。しかし、中学校においては大阪府、全国と比べ、平均正答率の低い状況が続いています。

(全国学力・学習状況調査(平成 23、24 年は大阪府学力・学習状況調査)から)



(小学校)



(中学校)

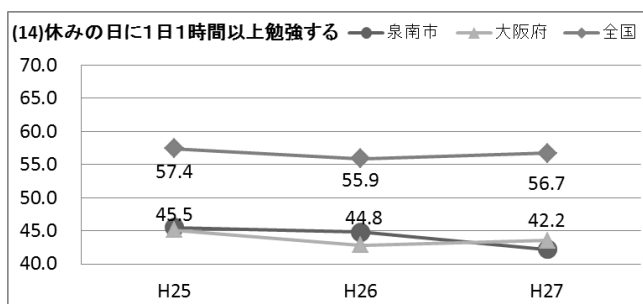
※年度によって問題の難易度が違うので大阪府平均を「1」として(グラフでは太線のライン)、それに対する比という形で表現しています。

小中学校とも全国同様、知識、技能を活用して課題を解決するために思考、判断し、表現する力に課題があります。

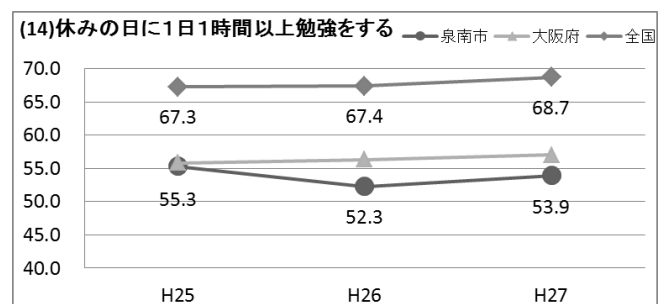
今後は、課題の発見と解決にむけて、目的をもち見通しを立てて資料等から情報を得て、思考、判断したことを的確に表現する力の育成をはかり、主体的、協働的に学ぶ学習が求められます。

また、小中学校ともに、授業以外での学習時間や家庭での予習、復習の状況について、全国平均に比べて課題が見られます。

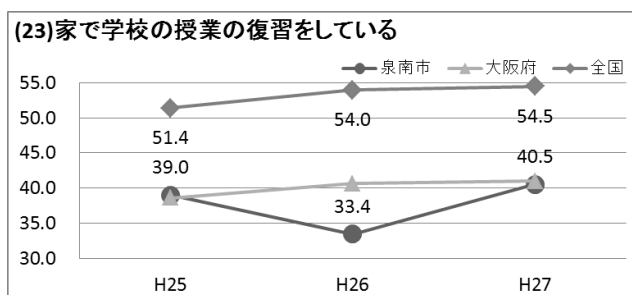
(全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙 回答率)



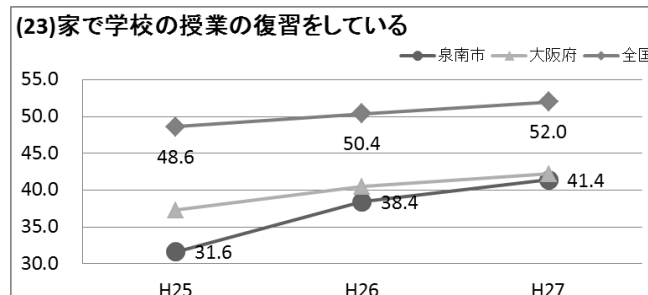
(小学校)



(中学校)



(小学校)



(中学校)

宿題等、決められた形での学習習慣はついていますが、自主的な学習に取り組む子どもが少ない傾向にあります。

自学自習力等、家庭での学習習慣の確立を目指して、放課後、すべての子どもが主体的に学びにむきあう場を学校、家庭、地域につくる必要があります。

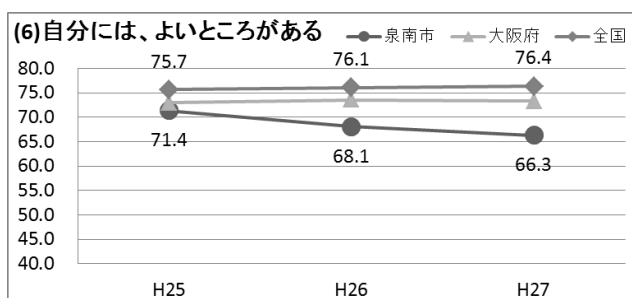
【今後の方向性】

- 思考、判断したことを表現する力の育成にむけ、主体的、協働的に学ぶ学習の創造
- 放課後、すべての子どもが主体的に学びにむきあう場を学校、家庭、地域に創造

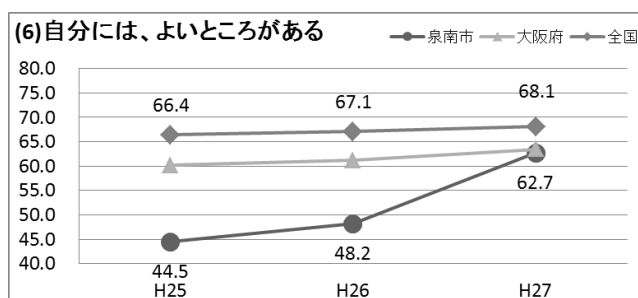
(2) 生活面

小中学校とも自分について肯定的にとらえる自尊感情等について、全国平均に比べて課題が見られます。

(全国学力学習状況調査 児童生徒質問紙 回答率)



(小学校)

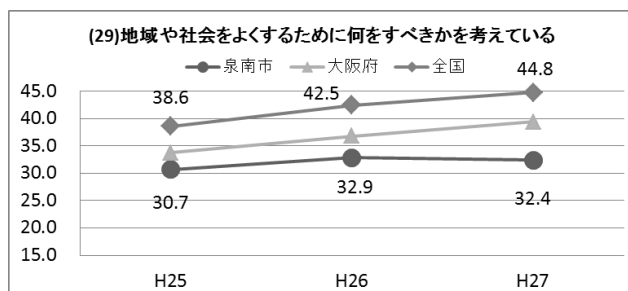


(中学校)

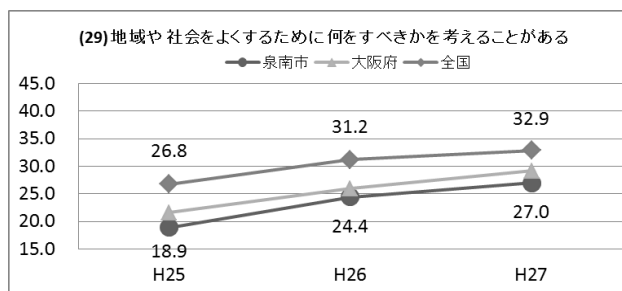
学習面をはじめとして、決められた形の中では行動できる子どもが多い反面、自ら進んで行動し、問題に挑戦していこうとする子どもが少ない背景には、このような自分に自信がもてない自尊感情の低さが影響しているものと思われます。

また、地域行事への参加や、地域や社会について考えること等、社会参画の意欲についても課題が見られ、地域や社会とのつながりの希薄さがうかがえます。

(全国学力学習状況調査 児童生徒質問紙 回答率)



(小学校)



(中学校)

その背景には、新旧住民の混住や、地域住民の高齢化の中で、地域と保護者、地域と子ども、地域と学校をつなぐ力の低下があると考えられます。

このような課題を受け、「泉南市子どもの権利に関する条例」(平成 24 年泉南市条例第 26 号)に基づき、子どもたちが権利の主体として、学校づくりはもちろん、地域社会づくりに参加参画することで、地域住民とのふれあいを通し、役立ち感や自分の存在意義を実感する取組が求められています。

加えて、学校づくりへの家庭や地域の参加参画も含めた取組を推進する中で、子どもを中心に世代を越えてつながる教育コミュニティを創造し、家庭と地域の教育力の向上につなげる必要があると考えます。

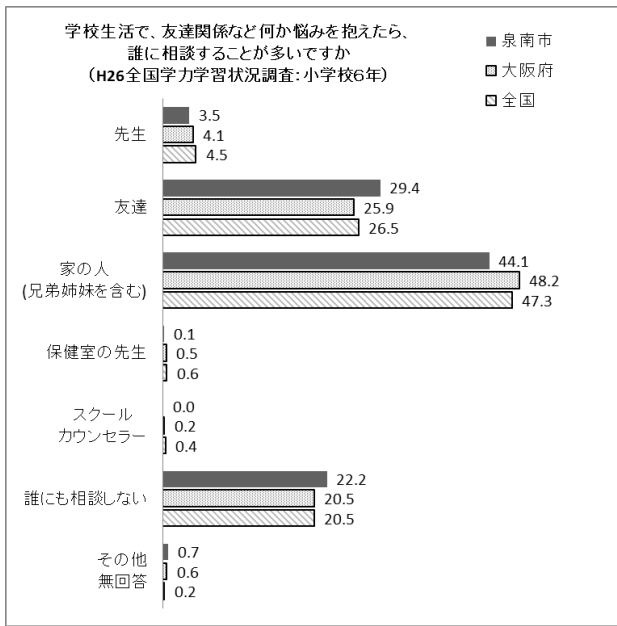
【今後の方向性】

- 学校づくり、地域社会づくりに参加参画することを通して、子どもたちの役立ち感や自分の存在意義を実感する取組の創造
- 家庭、地域の参加参画も含めた取組を推進する中で、子どもを中心に学校と家庭と地域がつながる教育コミュニティを創造し、その教育力の向上につなげる

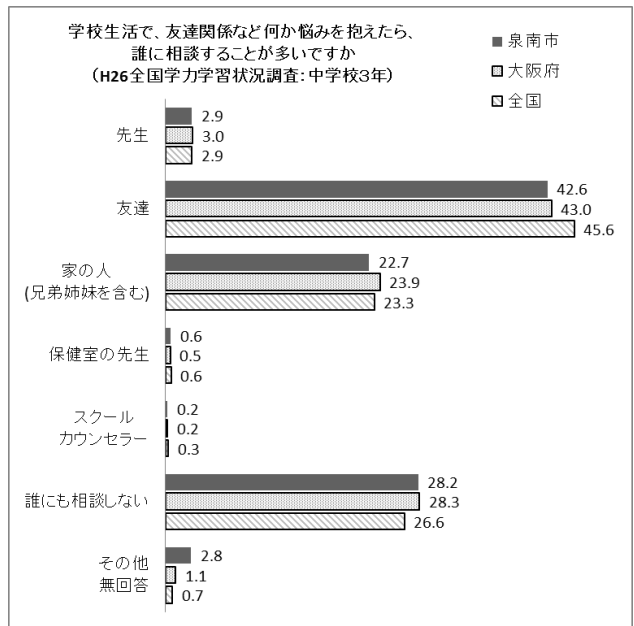
少子化の中で、幼少期からの地域における集団遊びの体験不足により、人間関係づくりに課題が見られる子どもが少なくありません。加えて、携帯電話、スマートフォン等の情報機器の発達は便利さと同時に人間関係のトラブルの原因ともなり、子どもたちは様々な不安や悩みを日々感じて生活しています。

しかし、その不安や悩みを誰にも相談しない子どもが少なくなく、その割合は、全国、大阪府同様、小学校から中学校にかけて高くなる傾向があります。

(平成 26 年度全国学力学習状況調査 回答率)



(小学校)



(中学校)

このような課題を受けて、自分の気持ちや考えを言語化し他者に伝えあう人間関係づくりや集団づくりの取組と共に、子どもの実態にあわせた相談システムの構築が学校内外で必要であると考えます。同時に、遊びや学びを切り口に、不安や悩みを言語化し、受けとめてもらえる安全、安心な居場所を学校、家庭、地域の日常につくることが求められます。

【今後の方向性】

- 自分の気持ちや考えを言語化し他者に伝えあう人間関係づくりや集団づくり
- 学校の内外における相談システムの構築
- 学校、家庭、地域における、遊びや学びを切り口にした安全、安心な居場所づくり

(3) 生活と学力

本市の子どもたちをめぐる生活実態をみると、就学援助を必要とする要保護、準要保護家庭をあわせた子どもの数の割合は、小学校は約 5 人に 1 人、中学校は約 4 人に 1 人の割合になっています。これは大阪府内でも、決して少ない数字ではありません。

文部科学省委託研究「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究（国立大学法人お茶の水女子大学）」（以下「きめ細かい調査」）によると、家庭の社会経済的背景が高い子どもの方が、各教科の平均正答率が高い傾向が見られると分析しています。

このように家庭の社会経済的背景と子どもの学力には強い相関関係があり、このことは本市においても例外ではありません。前述の学力面、生活面の本市の調査結果についての経年変化を見ると、小中学校とも市の平均値だけでは見えない学校ごとの特徴があり、そこには一つの要因では語れない、多様な社会経済的背景があると考えられます。また、平均値では正答率や肯定的な回答が高かった学校においても、二極化の傾向が懸念されており、社会経済的背景を踏まえた取組はすべての学校で必要とされる状況にあります。

「きめ細かい調査」では、家庭の社会経済的背景が低いからといって、必ずしも全ての子どもの学力が低いわけではないとして、家庭の社会経済的背景を越えて学校全体の学力を上げている学校の取組の共通の特徴として以下の6点をあげています。

- ・家庭学習の指導の充実
- ・管理職のリーダーシップと同僚性の構築、実践的な教員研修の重視
- ・小中連携の取組の推進
- ・言語活動の充実等
- ・各種調査の積極的な活用
- ・基礎基本の定着と少人数指導

なかでも、

- ・放課後を利用した補充的な学習サポート
- ・習熟度別少人数指導
- ・小中連携
- ・家庭学習の課題の与え方に関する教職員の共通理解

は、学校内の家庭の社会経済的背景による格差の改善に有効なものになっています。

さらに、家庭の社会経済的背景の影響を取り除いても学力との関係が見られる保護者の意識として

- ・生活習慣に関する働きかけ
- ・読書に関する働きかけ
- ・学習に関する働きかけ
- ・文化活動、芸術活動、自然活動に関する働きかけ
- ・子どもとのコミュニケーション

の重要性と共に

- ・学校の教育に関する意識
- ・学校の活動への参加

等の重要性が明らかになっています。

しかし今、本市の子どもたちの家庭の社会経済的背景を見ると、働くこと、生活するこ

とに迫われ、子どもと保護者がむきあう時間がなかなかとれない家庭も少なくありません。そのような状況の中で「子どもの変化に気づけない」保護者、「わが子に寂しい思いをさせているのではないか」という思いから「子どもの背中を押せない」、「子どもにモノを買い与えることで何とか関係を築こうとする」保護者の姿も見られます。また、経済的に安定しているように見える家庭においても、祖父母等の支援を受けて何とか現状を維持しながら、将来への不安を抱きつつ生活している等、丁寧な実態把握をしないと統計的な数字には表れない事例もあります。その他、精神的に不安定な状況にいる保護者、地域の中で孤立している保護者も見られ、結果として、家庭の社会経済的背景の厳しい保護者ほど、教育への意識や学校とのつながり、地域、社会とのつながりが希薄になっている現状があります。

このような中で今、本市において、不利な環境においても社会経済的背景による格差を改善し、学校全体、市全体の学力の向上を図り、すべての子どもたちの進路を保障することが、大きな教育課題となっています。

調査の結果が示すように、課題克服のためには各学校が自らの学校内の取組を充実させることはもちろん、小中連携をはじめとした保・幼・こ・小・中の連携の下、一貫した保育教育システムの構築が今後大きな意味をもちます。

また、前述した家庭の社会経済的背景の厳しい保護者ほど、教育への意識や学校、地域、社会とのつながりが希薄になっている現状の中で、その教育力を高めるためにも、保護者を含めた地域住民が保育、教育にむきあうことで、自分自身が学び直しをしていく生涯学習の推進が求められます。そのことを通して、学校、家庭、地域が一体となったつながりを再構築し、学校、家庭、地域の教育力の向上を図ることが今後より一層、重要な意味をもつと考えます。

【今後の方向性】

- 小中連携をはじめとした保・幼・こ・小・中の連携の下、一貫した保育教育システムの構築
- 保護者を含めた地域住民が保育教育にむきあい、学び直しをしていく生涯学習の推進を通じた、学校、家庭、地域が一体となったつながりの再構築

第3章 計画の基本理念、基本方針等

1. 基本理念

つながりを力にして

～現実とむきあい、様々な困難を乗り越えながら、社会を構成する一員へ～

第5次泉南市総合計画では泉南市の「まちの将来像」を「豊かな環境・支えあい、人を大切にする泉南市～みんなで夢を紡ぐ生活創造都市～」と定めています。そこには、これまで目指してきた将来像を継承しつつ、人と人のつながりに一層注力するという思いがこめられています。

国の第2期教育振興基本計画においても、教育の課題解決を図る上での重要な視点として「社会関係資本」というキーワードがあげられています。これは「社会、地域における人々の信頼関係や結びつき」を表す概念であり、経済的、社会的に厳しい状況にあっても「つながりを力にして」未来を切り拓くという考え方です。「つながり」というキーワードは今、東日本大震災以降、誰もが厳しい実態に陥る危険性のある社会状況の中で課題解決を図る上で欠かせないものとなっています。

人口減少社会の到来や、経済のグローバル化による競争の熾烈化等、社会が大きな変革期にある中、雇用の流動化、世界経済における我が国の地位の低下等、子どもたちがこれから生きていく時代には、様々な困難が待ち受けています。

だからこそ泉南市の子どもたちには、現実とむきあい、様々な困難を乗り越えることで、たくましい大人へと成長していったほしい。そのためには、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校のつながり、学校、家庭、地域のつながりを力にして、生きていくための規律、規範を身に付け、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康、体力」をバランスよくはぐくみ、「生きる力」を備えた子どもを育成していきたいと考えます。

また、社会を構成する一員として、子どもの主体的な参加参画の下、安全、安心な居場所としての学校づくり、地域社会づくりを進めていく中で、すべての子どもが自分の存在に意義を見出し、自信をもって生きることができるようしていきたいと考えます。

さらに、地域の総合的な教育力の向上を目指すと共に、文化活動やスポーツ活動を通して市民が生涯にわたり生き生きと過ごし、豊かな人生を送ることができるよう生涯学習の機会の充実も図っていききたいと考えます。その中で、個々人の能力を高めることのみならず、多様なコミュニティにおける様々な人々のつながりや支え合いを形成することにより、子どもの育ちや子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくりを進めます。そのために、学校や公民館等を教育コミュニティの拠点として位置付け、保護者や地域住民等の多様な人々が集い、学習すること等を通じ多様な主体によるネットワークを構築し、つながりをつくることで社会教育行政の再構築を図ります。その中で、学校教育のみでは培うことが難しい「社会を生き抜く力」を養い、当事者意識を持った地域づくりの担い手を育成する観点から、コミュニティの人々が現代的、社会的課題等について共に学習し、

その成果を実践につなげていけるような機会を提供します。

以上のような、教育理念を実現するために教育委員会は市長部局とつながり、互いに役割を認識した上で方向性を共有し、実効性のある計画にしていきます。その中で、「つながり」を創造する教育環境の整備として、学校規模適正化等を視野に入れた学校のあり方を検討していきます。

2. 基本方針（目標）

「基本理念」の実現のため、泉南市の教育が目指す6つの「基本方針（目標）」を以下のとおり定め、泉南市の教育を「創生」していきます。

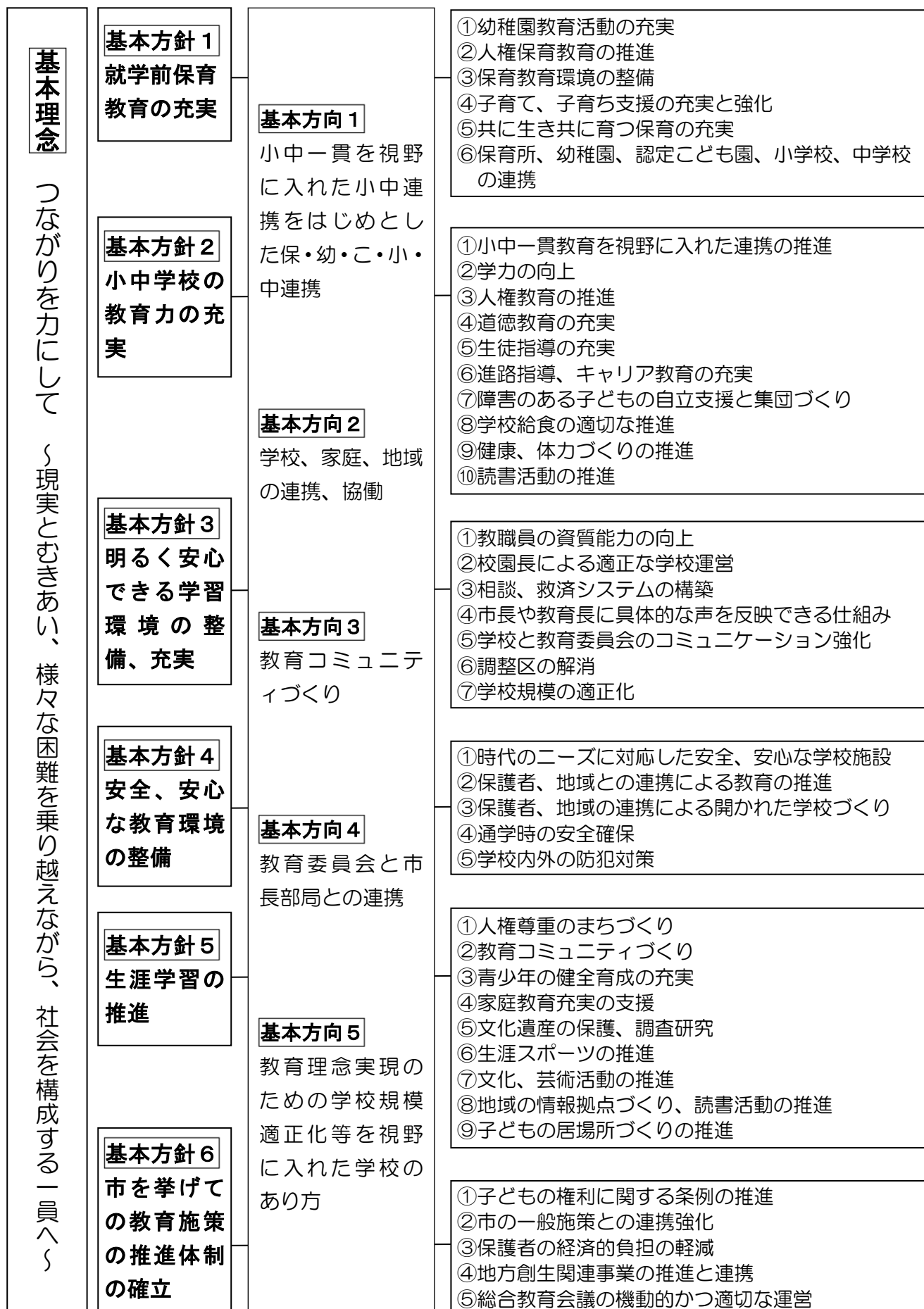
- （1）就学前保育教育の充実
- （2）小中学校の教育力の充実
- （3）明るく安心できる学習環境の整備、充実
- （4）安全、安心な教育環境の整備
- （5）生涯学習の推進
- （6）市を挙げての教育施策の推進体制の確立

3. 基本方向

「基本方針（目標）」に基づいた施策展開の視点として、5つの「基本方向」を定めます。

- （1）小中一貫を視野に入れた小中連携をはじめとした保・幼・こ・小・中連携
- （2）学校、家庭、地域の連携、協働
- （3）教育コミュニティづくり
- （4）教育委員会と市長部局との連携
- （5）教育理念実現のための学校規模適正化等を視野に入れた学校のあり方

4. 施策の体系



5. 基本計画

基本方針（１）就学前保育教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、幼児の生活や遊びという、直接的、具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会と関わる人として生きていくための基礎を培う就学前保育教育の充実を図ります。

①幼稚園教育活動の充実

幼児の自発的な「遊び」を重要な学びと位置付けた教育内容が展開できるよう、キャリアステージに応じた研修の実施、自己評価の導入等、職員の資質向上に努めます。国や大阪府の指導・助言事項に基づき教育課程を編成し、実践します。

②人権保育教育の推進

泉南市子どもの権利に関する条例、泉南市人権保育基本方針及び同推進プランに基づき、全ての子どもが性別、国籍、障害の有無、家庭環境等に関わらず、自己に誇りを持ち、互いの人格を尊重し合える豊かな関係を育めるよう人権保育教育を推進します。そのために、男女平等や多文化共生など社会にある多様性を認め合う人権に根差した環境を日常的に整えます。

③保育教育環境の整備

子どもの持てる力を引き出し、その育ちを促す多様な遊びの環境や自然環境、基本的な生活力が育ち安全に過ごすことができる生活環境等、幼児期にふさわしい保育教育環境を整備します。

④子育て、子育て支援の充実と強化

全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じることができるよう「量」と「質」の両面から子育て支援の充実を図ります。その際、子ども自らが権利行使の主体として育つことを目的とする子育て支援の視点を持って取り組みます。

⑤共に生き共に育つ保育の充実

一人ひとりの発達状況に応じて、関係機関が連携をとりながら、きめ細やかな療育、発達支援を行います。また、支援を要する子どもと周りの子どもたちが互いを認め合い、共に生き共に育つ保育の充実を図ります。

⑥保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携

幼児期と児童期の教育課程、指導方法の違い、子どもの発達や学びの現状等を正しく理解し、幼児期の教育と義務教育の円滑な接続が図られるよう、保・幼・こ・小・中の連携を推進します。

基本方針（２）小中学校の教育力の充実

「生きる力」を育み、自他を大切にする子どもの育成を目指します。その中で、小中一貫教育を視野に入れた校種間連携の下、学校と家庭において主体的、協働的な学びを創造することで、すべての子どもの学力を保障します。また、すべての子どもが学校生活を楽しみながら、豊かな人間性と健やかな体を育むことを目指します。

①小中一貫教育を視野に入れた連携の推進

子どもたちの発達段階や地域の特性を踏まえ、学校教育の多様化、弾力化を推進し、教育内容や学習活動の質的、量的充実を図るため、義務教育を総合的に推進する小中一貫教育を視野に入れた校種間連携を進めます。その際、各中学校区において、「子どもの実態把握」、「育てたい子どもの姿」、「系統的、継続的に行う取組」などを教職員が共有する取組を推進します。

②学力の向上

各小中学校において、共通して取り組むべき内容を「泉南市学力向上の取組スタンダード」として共有し、子どもたちが自ら学び、自ら考える力を育むアクティブ・ラーニングを進めます。また、学校として組織的な授業の工夫改善に取り組み、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな指導や魅力ある授業づくりに努めるとともに、ＩＣＴ等を活用した学習環境の整備を進めます。

合わせて、放課後学習や家庭学習を推進し、確かな学力の定着を図ります。

③人権教育の推進

泉南市人権教育基本方針及び同推進計画、泉南市男女平等教育基本方針、泉南市在日外国人教育に関する指導の指針等に基づき、すべての学校で人権教育推進計画を作成する中で、自らの大切さと共に他者の大切さを認め、現実にかかる問題に対して、その解決に向けて行動できる力を育成します。取組に当たっては、個々の子どもの社会的背景や生活背景を見すえ、集団づくりを通した子どもと教職員の学びを大切にします。

④道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」の全面実施をふまえ、教育活動全体を通した道徳教育の充実を図り、規範意識や自他を尊重する心を育てることを通して豊かな人間性を育みます。取組に当たっては、他者との対話の中で、多様な価値観にふれながら、自ら考え、より良い方向を目指す、子どもたちの主体的な活動を創造します。

⑤生徒指導の充実

すべての子どもにきまりを守るなどの規範意識及び生命や仲間の大切さなどの人権感覚を育み、心身共にバランスのとれた成長を促す指導の充実を図ります。また、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめや不登校などの問題行動の未然防止、早期発見、早期解消に向けた取組を全教職員で組織的に行う学校体制を構築します。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談体制の充実に努めるとともに、不登校の子どもたちへの支援のため適応指導教室「つばさ」の充実を図ります。

⑥進路指導、キャリア教育の充実

子どもたちの多様な進路選択による自己実現を支援するため、適切な情報提供に努め、目的意識を持って学習できるよう進路指導の充実を図ります。

すべての中学校区で全体指導計画を作成し、保・幼・こ・小・中が連携する中で、社会の仕組みを知り、社会の一員として未来を拓くキャリア教育を推進します。取組に当たっては、地域住民や学生をはじめとする様々な生き方（のモデル）との出会いを通して、なかまと共に自らの生き方について考えることで、将来展望へつなげます。

⑦障害のある子どもの自立支援と集団づくり

個々の教職員はもとより、学校組織として障害についての理解を十分に深め、個々に応じた支援の充実とユニバーサルデザインの授業づくりを推進します。

また、障害のある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合い、共に学び、共に育つ教育を推進します。

⑧学校給食の適切な推進

子どもたちが、健全な食習慣を身につけ健康で豊かな人間性を育むことができるよう、小中学校の給食の充実に努めます。また、地場の食材を活用したり、行事食を提供したりすることにより、給食を通して地域の文化や伝統に対する理解を深めます。

⑨健康、体力づくりの推進

子どもたちの成長に応じて、幼少期から身体を動かす遊びやスポーツの楽しさを感じることもできる取組を推進します。また、学校における保健体育の授業の充実やクラブ活動の充実に努めるとともに、スポーツ少年団などの活動を促進します。

合わせて、基本的な生活習慣の確立や食育の充実に向け、家庭や関係機関との協力を推進します。

⑩読書活動の推進

学校司書による蔵書等学校図書館の整備充実や、授業での学校図書館の活用等を通して、子どもの読書意欲の向上に努めます。また、「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校と市立図書館が連携して、子どもの読書活動を積極的に推進します。

基本方針（３）明るく安心できる学習環境の整備、充実

誰もが明るく安心できる学習環境を構築します。教職員の資質能力の向上を促進し、子どもの最善の利益に基づく学習環境の整備に努めます。また、調整区の解消に努めるとともに、子どもの相談体制の充実を図ります。

①教職員の資質能力の向上

教職員が専門的知識と実践的指導力や指導方法を身に付け、体罰の根絶に努め、子ども理解を深めるなど資質能力を向上させるための研修への積極的な参加を図ります。特に、経験年数の少ない教職員の資質能力の向上を図るなど、日常の教育活動を通じたＯＪＴの充実に努めます。

②校園長による適正な学校運営

校園長が自校園の課題や保護者、地域住民の評価を踏まえた教育目標や教育方針を明確に示し、リーダーシップを発揮して特色のある学校園づくりに努めます。また、保護者や地域住民に対して、学校園の様子 of 積極的な発信に努めます。

③相談、救済システムの構築

「いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき」、「受けそうな状況に置かれたとき」に子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができるように、必要な仕組みを整えます。

④市長や教育長に具体的な声を反映できる仕組み

切迫した事例については、子ども等からの声を市長や教育長に直接届ける仕組みを活用して解決に当たるとともに、それを通して意見を聴取し、広く教育施策に反映します。

⑤学校と教育委員会のコミュニケーション強化

学校と教育委員会が連携を密にし、教育課題の解決を図り、本市教育の推進を図ります。また、定期的な教育委員による学校訪問や教職員との懇談の機会を設けるなど、子どもたちや教職員、保護者の意見を教育行政に反映させるよう努めます。

⑥調整区の解消

教育コミュニティの創造と教育環境の保障を図るため、単一校区を目指した学校規模の適正化を推進する中で、調整区を解消します。調整区の解消に当たっては、土地差別問題解決の視点をふまえ、総合的施策の中で人権啓発、人権教育の取組を推進するとともに、行ってみたいと思えるモデル校を構築し、その理念を広げることで市全体の教育力の向上を図ります。

⑦学校規模の適正化

本計画で示した教育理念の実現を図るため、その教育環境の整備として、学校規模の適正化を視野に入れた学校の在り方について検討し、基本方針を策定します。基本方針策定に当たっては、小中一貫教育を視野に入れた小中連携、学校、家庭、地域のつながりの力で子どもの未来を拓く教育コミュニティの拠点としての学校の役割を重要な視点に入れ、泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針及び泉南市公共施設等最適化推進基本計画との整合性を図ります。

基本方針（４）安全、安心な教育環境の整備

社会情勢の変化に適切に対応するため、子どもたちにとって学習の場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場でもある学校の教育環境の充実に努めます。

①時代のニーズに対応した安全、安心な学校施設

学校を取り巻く社会情勢の変化と新しい時代のニーズに対応した安全、安心で、効果的な学校施設の整備を推進します。

②保護者、地域との連携による教育の推進

学校を核として、子どもと保護者、保護者と保護者、保護者と地域をつなぐ取組を進めます。その中で、子どもたちが地域住民とのふれあいを通して、役立ち感や自分の存在意義を実感できるよう、子どもたちの地域社会づくりへの参加、参画を推進します。

③保護者、地域の連携による開かれた学校づくり

学校と保護者、地域が密接に連携し、開かれた学校づくりに努めます。そのために学校支援地域本部事業などを通し、学校の教育活動に保護者や市民の参画を求め、学校の取組への共通理解を図ります。

④通学時の安全確保

子どもたちの登下校や放課後の安全確保のため、学校、保護者、地域の関係団体による見守り活動や青色防犯パトロールによる巡回を実施します。合わせて、「泉南市通学路安全プログラム」に基づき道路管理者など関係機関との連携を図り、通学路の安全確保に努めます。

⑤学校内外の防犯対策

学校における教育活動の計画に、安全管理や防災、防犯に関する指導計画を策定し、不審者対応をはじめとする避難訓練の充実に努めるとともに、子どもが自らを守る指導を推進します。また、学校、保護者、地域の関係団体による連携の強化に努めます。

基本方針（５）生涯学習の推進

学校、公民館等を拠点として、子どもを中心に学校、家庭、地域がつながり、協働して子どもを守り育てる教育コミュニティを創造し、地域の総合的な教育力向上を目指すとともに、地域住民や各種団体の協力の下、子どもが安心して集うことができる居場所づくりを整備します。

①人権尊重のまちづくり

人権尊重のまちづくりに向け、学校、家庭、地域において、子ども、女性、高齢者、外国にルーツのある人、障害のある人をはじめとしたすべての子ども、市民の人権を保障し、具体的な態度、行動につながる人権教育を推進します。

②教育コミュニティづくり

子どもを中心に学校、家庭、地域が一体となって、世代を越えた人々の信頼関係や結びつきをつくる教育コミュニティの取組を推進します。そのようなつながりの中で子どもたちが未来を拓くことができるよう、学校や公民館等を教育コミュニティの拠点として位置づけます。

③青少年の健全育成の充実

青少年が公民館や図書館、青少年センター等で、子どもの遊びや地域の伝統文化、自然環境等を自主的に学習できる場の提供を行います。また、事業に参加して得た知識、技術を活用して、地域と共に成長し、地域が活性化することを目指します。

④家庭教育充実の支援

都市化、核家族化、少子化が進み、家庭の教育力の低下が危惧される中、保護者を中心に地域が一体となって、家庭教育の充実に取り組むことができるよう支援します。そのために、保護者を含めた地域住民が保育教育にむきあうことで、自分自身が学び直しをしていく生涯学習を推進します。

⑤文化遺産の保護、調査研究

市民の主体的な文化財の活用を促し、文化財の価値の共有化をはかるなど、活用を通じた文化財保護の仕組みづくりに取り組みます。また、市内に残る泉南市らしい景観の保全のあり方についても検討します。

埋蔵文化財センターと史跡海会寺跡広場を中核的な施設として位置づけ、市民に地域の文化財に触れることのできる場と多様な機会を提供します。

⑥生涯スポーツの推進

健康への関心が高まる中、市民のスポーツによる健康増進を進めるため、だれもが身近な地域で気軽にスポーツに親しむことができる機会や施設を充実します。

⑦文化、芸術活動の推進

公民館などにおいて、市民による自主的な文化、芸術活動に対する支援及び活動、発表、交流などの支援を積極的に推進します。

⑧地域の情報拠点づくり、読書活動の推進

市立図書館及び公民館を地域の情報拠点として、資料の収集と提供、調査相談、各種講座の開催等を通じ、障害者、高齢者等を含むすべての市民の生涯学習活動や教養文化の向上を支援します。特に、市立図書館では、子育て関連機関や市民ボランティアと連携しながら、各種講座の開催や乳幼児期からの読書活動を推進します。

⑨子どもの居場所づくりの推進

子どもの居場所は、「生きる」、「守られる」、「育つ」、「参加する」という子どもの権利を保障するための環境として重要です。留守家庭児童会や元気広場事業をはじめとしたすべての子どもを対象にした放課後の居場所づくりを含め、子どもが余暇や遊びを楽しみ、学び、休息し、文化、芸術に触れることを通して、人と出会い、自分らしさを発揮できる居場所づくりを推進します。

基本方針（６）市を挙げての教育施策の推進体制の確立

本市で育ち、学ぶすべての子どものために、誰もが安心して学ぶことができるよりよい教育環境を提供し、その健やかな成長を保障していく必要があります。そのために、教育委員会は市長と共に、教育政策の方向性を共有し、一致して施策の執行に当たります。

①子どもの権利に関する条例の推進

泉南市子どもの権利に関する条例の原則である「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達への権利」、「子どもの意見表明と参加の権利」に基づき、条例の目的である「子どもにやさしいまち」の実現のための事業を推進します。

②市の関連諸施策との連携強化

より良い教育環境を実現するためには、安全、安心をはじめ、人権、市民協働、福祉、交通及び国際交流等、市の各分野の幅広い施策との連携が必要であるという認識の下、より効果的な教育施策推進のため、関連諸施策との連携の強化に努めます。

③保護者の経済的負担の軽減

すべての子どもに、教育を受ける権利を保障するため、経済的理由によって、就学や就園が困難と認められる子どもの保護者に対して、経済的負担の軽減につながる施策の維持と充実に努めます。

④地方創生関連事業の推進と連携

人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境を作り出すことで活力にあふれた地方の創生を目指すという意味で、現在進められている、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方創生の取組においても、教育や子ども子育て支援等の役割が重要視されています。そのことを踏まえ、健康や福祉など関連部局と連携し、子どもたちが安全に安心して学び、健やかな育ちを実現することで地方創生に資するべく、地方創生関連事業の推進に努めます。

⑤総合教育会議の活用、教育委員会の役割強化

市長が主宰する総合教育会議を、市長と教育委員会が広く対等に教育行政に関する協議、調整を行う場として活用します。

また、教育委員会においても教育長の責任の明確化の下、教育課題への迅速な対応に努めるとともに、教育委員による教育長へのチェック機能と教育委員会会議の透明性を強化します。